

第2次京都府人権教育・啓発推進計画（仮称）改定比較表

新京都府人権教育・啓発推進計画	素案に向けた原案（たたき台）	備考
<p>第2章 計画の<u>基本理念</u></p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>京都府では、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現」を新京都府総合計画の基本計画の中に目標として掲げ、「京都府行動計画」を人権教育・啓発推進に係る基本的指針として、学校、地域、家庭、職域等、生涯を通じたあらゆる場面で、府民が幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じ、生命の尊さ、個性の尊重、他人との共生など人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう積極的に取り組んできました。</p> <p>その結果、人権教育・啓発の取組が府民に浸透してきたことがうかがえますが、人権に関する現状を見ると、児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）、同和地区出身者や障害のある人、外国人等への差別、インターネットによる差別的情報の流布など、府民生活にかかわる様々な場面で、依然として、人権に関する深刻な問題が数多く発生しており、今後も人権教育・啓発のより一層積極的な取組が求められていると考えています。</p> <p>一方、「人権教育・啓発推進法」は、その第5条で「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する。」と規定しています。</p> <p>こうしたことを踏まえ、「京都府行動計画」の計画期間が満了した2005年（平成17年）以降においても「京都府行動計画」を継承・発展させ、人権教育・啓発に係る施策を、引き続き総合的かつ計画的に進めることが必要であり、その基本的指針としてこの計画を策定するものです。</p>	<p>第2章 計画の<u>基本的な考え方</u></p> <p>1 計画改定の趣旨</p> <p>○ <u>人権とは、人間の尊厳に基づく固有の権利として、すべての人が生まれながらに持っているもので、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない基本的権利とされています。</u></p> <p>○ <u>京都府では、府政運営の指針である「明日の京都」において、めざす社会の姿の実現に向けた基本方向として人権尊重を掲げ、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会」の実現に向けた様々な取組を推進しています。</u></p> <p>○ <u>そのための基本的指針として、1999年（平成11年）3月に策定した「人権教育のための国連10年京都府行動計画」を継承・発展させ、2005年（平成17年）1月に「新京都府人権教育・啓発推進計画」を策定し、人権教育・啓発に係る施策を、総合的かつ計画的に進めてきました。</u></p> <p>○ <u>この間、少子高齢化や情報化の進展、経済格差の拡大など、社会情勢や国際情勢は刻々と変化してきました。</u></p> <p>○ <u>国においても、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、ハンセン病問題基本法、いじめ防止対策推進法、障害者差別解消法など、人権に関わる法律等の整備が進んできました。</u></p> <p>○ <u>一方で、配偶者からの暴力や、子どもや高齢者、障害者等への虐待、同和地区出身者や外国人に対する偏見や差別などが依然として存在しているほか、人々の意識の変化等による新たな問題も顕在化するなど、人権問題は多様化、複雑化しています。</u></p> <p>○ <u>こうした社会情勢や、これまでの成果や課題を踏まえ、今後一層、積極的で効果的な取組を推進していくため、「第2次京都府人権教育・啓発推進計画」を策定するものです。</u></p>	<p><参考：現・第3章> 人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。</p>

第2次京都府人権教育・啓発推進計画（仮称）改定比較表

新京都府人権教育・啓発推進計画	素案に向けた原案（たたき台）	備考
<p>2 計画の目標及び性格等</p> <p>(1) 計画の目標</p> <p>この計画は、「<u>京都府行動計画</u>」の取組を継承・発展させ、<u>新京都府総合計画に掲げた「一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現」</u>へ向けて、あらゆる人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を京都府において構築することを目標とします。</p> <p>人権という普遍的文化が構築された社会とは、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践できるという意識が社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚の豊かな社会であると考えています。</p>	<p>2 計画の目標及び性格等</p> <p>(1) 計画の目標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>「<u>一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会</u>」の実現に向けて、あらゆる人々があらゆる機会に人権教育・啓発に参加することを通して、人権について、学び、考え、実践していくことにより、人権という普遍的文化を京都府において構築すること</p> </div> <p>○ 人権という普遍的文化が構築された社会とは、人権尊重を日常生活の習慣として身につけ、実践できるという意識が、社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚の豊かな社会であると考えています。</p> <p>○ <u>この目標の実現に向けた基本的な考え方は、次のとおりです。</u></p> <p>① <u>一人ひとりが能力を発揮し、幸福を追求することができること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>人権とはなによりも、自己実現と幸福追求のための権利といわれており、一人ひとりが、自らの可能性を伸ばし、将来を切り開いていくことができる社会であることが重要です。</u> <p>② <u>一人ひとりが個人として尊重されること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>だれもが一人ひとりの人間として大切にされ、自分と同様に他の人の人権も尊重される社会、すなわち、「人権の共存」が達成される社会の実現に向けて、だれもが社会の一員として参画でき、つながり、支え合うことができる必要があります。</u> <p>③ <u>一人ひとりの個性や違いを認め、尊重し合うこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>年齢、性別、身体的能力、国籍、民族などの違いにかかわらず、一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、いきいきと生活できる共生社会の実現に向けて、違いを認める寛容さを醸成するとともに、人や自然との共生や、国家や世代の枠組みを超えた広がりのある視点を持ちながら、お互いを尊重し理解を深め合う必要があります。</u> 	<p>※明日の京都の表記に合わせる</p> <p>※参加するだけでなく、考え、行動する</p> <p>※自己実現・幸福追求</p> <p>※個人として尊重</p> <p>※共生社会の実現</p>

第2次京都府人権教育・啓発推進計画（仮称）改定比較表

新京都府人権教育・啓発推進計画	素案に向けた原案（たたき台）	備考
<p>(2) 計画の性格 この計画は、「<u>人権教育・啓発推進法</u>」に基づき、京都府が今後実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。</p> <p>(4) 計画の推進 (1)計画の目標年次 <u>この計画の目標年次は、2015年（平成27年）とします。</u></p> <p>(3) 人権教育・啓発について 「<u>京都府行動計画</u>」においては、<u>人権教育について、国連の定義を引用し、「人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」としており、本計画で用いる人権教育・啓発も同様の意味として用いています。</u> 一般的に「教育」、「啓発」といっても、使われる場面によって重なり合う部分があり、この両者は明確に区分されるものではありませんが、効果的な方策を各実施主体に提案する実践的な観点から、必要に応じ人権教育と人権啓発を使い分ける場合があります。 その場合、人権教育とは、「<u>人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動</u>」をいい、人権啓発とは、「<u>府民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する府民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）</u>」をいいます。</p>	<p>(2) 計画の性格 ○ この計画は、<u>人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第5条に規定する地方公共団体の責務として、京都府が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。</u></p> <p>(3) 計画期間 ○ <u>この計画の計画期間は2016年（平成28年）1月から2025年（平成37年）12月までの10年間とします。</u></p> <p>○ <u>計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。</u></p> <p>(4) 人権教育・啓発の考え方 <u>この計画で推進する人権教育・啓発については、国連の人権教育の定義である「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」の意味で用います。</u> 一般的に「教育」、「啓発」といっても、使われる場面によって重なり合う部分があり、この両者は明確に区分されるものではありませんが、効果的な方策を各実施主体に提案する実践的な観点から、必要に応じ人権教育と人権啓発を使い分ける場合があります。 その場合、人権教育とは、「<u>人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動</u>」をいい、人権啓発とは、「<u>府民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する府民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）</u>」をいいます。</p>	<p>※法律について正確に記載</p> <p>※計画期間として明記</p> <p>※見直し規定の追加</p>
<p>3 人権教育・啓発推進の<u>視点</u></p> <p><u>この計画における人権教育・啓発は、人権意識の高揚を図るために実施してきた京都府における同和教育や啓発活動、並びに「京都府行動計画」の取組の成果も踏まえ、次の点に留意して推進します。</u></p>	<p>3 人権教育・啓発の<u>推進に関する基本方針</u></p>	<p>※「2（2）計画の性格」で規定する基本方針として明確化</p>

第2次京都府人権教育・啓発推進計画（仮称）改定比較表

新京都府人権教育・啓発推進計画	素案に向けた原案（たたき台）	備考
<p>① 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発 人権とはなによりも、自己実現と幸福追求のための権利といわれています。すべての人のために、年齢、性別、身体的能力、国籍、民族などの違いにかかわらず、一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、自己決定や自己実現する権利を尊重し、いきいきと生活できる共生社会の実現を目指す取組を推進します。また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができなければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえることができるよう取組を推進します。</p> <p>② 一人ひとりを大切にしたい人権教育・啓発 人権が尊重される社会とは、自分の人権と同様に他人の人権も尊重される社会、すなわち、「人権の共存」が達成される社会です。このような社会を実現するために、生命の尊さ・大切さや、自分がかけがえのない存在であると同時に、他人もかけがえのない存在であることを実感できる取組など、一人ひとりを大切にしたい取組を推進します。</p> <p>③ 生涯学習としての人権教育・啓発 「人権教育・啓発推進法」が規定する基本理念（第3条）には、「人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、(中略)を旨として行わなければならない。」と述べられています。 このように、人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、その学習活動を支援するための学習環境や学習機会等を整えていくことでもあります。府民が生涯のあらゆる機会を通じて人権について学習することができるよう取組を推進します。</p> <p>④ 身近な問題から考える人権教育・啓発 人権教育・啓発を推進していくためには、人権が府民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題としてとらえるべき問題であるという認識を深めることが必要です。 このため、例えば私たちが日常生活の中で、当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すとともに、地域、職場等での身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取組を推進します。</p>	<p>① 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発 ・ <u>年齢、性別、身体的能力、国籍、民族などの違いにかかわらず、一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、自己決定や自己実現する権利を尊重し、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していく必要があることを実感できる教育・啓発を推進します。</u></p> <p>② 一人ひとりを大切にしたい人権教育・啓発 ・ <u>生命の尊さ・大切さや、自分がかけがえのない存在であると同時に、他人もかけがえのない存在であることを実感できる取組など、一人ひとりを大切にしたい人権教育・啓発を推進します。</u></p> <p>③ 身近な問題から考える人権教育・啓発 ・ <u>人権が府民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題としてとらえるべき問題であるという認識を深め、地域、職場等での身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能が身に付けることができるよう、人権尊重の視点から身近な問題を取りあげるなど、親しみやすく、分かりやすい人権教育・啓発を推進します。</u></p> <p>④ 生涯学習としての人権教育・啓発 ・ <u>人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。府民が生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取組を推進します。</u></p>	<p>※基本的な考え方の記述は「計画の目標」の項に移動。</p>

第2次京都府人権教育・啓発推進計画（仮称）改定比較表

新京都府人権教育・啓発推進計画	素案に向けた原案（たたき台）	備考
<p>第3章 人権問題の現状等</p> <p>人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。しかし、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があります。</p> <p>社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別は、その一つの典型ですが、その他にも弱者に対するいじめや虐待、プライバシーの侵害などがあります。</p> <p>我が国では、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下、人権尊重に関する様々な施策が推進されてきましたが、今なお本章で取り上げるような人権問題が存在しています。</p> <p>このような様々な人権問題が生じている背景について、国の「基本計画」では、人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等があげられています。また、これまで人権問題として認識されていなかった問題や社会の情報化、技術革新などの社会環境の変化から生じた新たな問題が人権問題として認識されるようになってきています。</p> <p>人権教育・啓発は、府民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に取り組んでいけるようにするための条件整備をすることです。</p> <p>そのためには、社会に存在する様々な人権問題について、その実態、原因について正しく把握・理解するとともに、こうした問題が実際には複合した要因により発生することによって、重層化・複雑化している可能性があることを考慮に入れて、あらゆる場や機会を通して、解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。</p> <p>特に、子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、「法の下での平等」「個人の尊厳」といった普遍的な視点から学習を進めるとともに、同和問題や女性、子ども等の人権問題といった個別的な視点からも、発達段階に応じて理解と認識を深めながら、課題解決に向けた実践的な態度が培われるよう、関係機関と十分連携を図って、推進していく必要があります。</p>	<p>第3章 各人権課題への取組等</p> <p>（基本的な考え方（第2章）の議論を踏まえ、今後、記述を検討）</p>	

第2次京都府人権教育・啓発推進計画（仮称）改定比較表

新京都府人権教育・啓発推進計画	素案に向けた原案（たたき台）	備考
<p>第4章 人権教育・啓発の推進</p> <p>京都府においては、前章で掲げた同和問題など様々な人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るために実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、人々が主体的な取組の中から、</p> <p>① 人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる</p> <p>② 自分の人権を主張する上で、他人の人権にも十分配慮する必要があるという認識を深めることができる</p> <p>③ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべてという広がりの中で、人権をとらえることができる</p> <p>こととなるよう、積極的かつ継続的に人権教育・啓発の推進を図ります。</p> <p>また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊厳」といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチとがあることから、この両者を組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして、地域に即した事業展開を図ります。</p> <p>なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるよう努めます。</p>	<p>第4章 人権教育・啓発の推進</p> <p>（基本的な考え方（第2章）の議論を踏まえ、今後、記述を検討）</p>	